

『 脱退を申し出た組合員の取扱等について 』

Q

中協法第18条(自由脱退)により、90日前までに予告すれば、事業年度の終了日に組合を脱退できるようになっています。

したがって、それまでは組合員の地位を失っておらず、脱退する組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利や義務を有しますが、脱退者の申出の効力やその取扱い方に関する下記の点について教えてください。

- (1) ①5月10日に脱退の申出をした組合員Aの場合
②7月2日に脱退の申出をした組合員Bの場合
③12月30日に脱退の申出をした組合員Cの場合
- (2) 脱退申出の組合員がその後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3) 脱退者はその申出日以降、組合賦課金の納入をせず期末まで見送ることになるが、その間の取扱い方はどうなるか。
- (4) 脱退した組合員に対し期末に精算等の上、出資金を払い戻すが、未納賦課金がある場合は持分払戻の際に相殺して差し支えないか。

A

組合の事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①～③は、いずれも90日の予告期間を満たしており、脱退の申告があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないため、脱退の申出をしない組合員と差別してはいけません。

したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければなりませんし、また(3)は、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めにしたがって可能です。

(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金やその他の債務を負っている場合、組合は中協法第22条の規定により持分の払戻を停止することができ、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務とを相殺することもできます。

Q

中協法第18条に、組合を脱退するには「事業年度末90日前までに予告し、年度末に脱退できる」とあるが、例えば組合の決議が一部の業態の組合員に著しく不利で営業不能となるため、仮に9月1日に脱退を通告しても、翌年3月末日までは脱退できないでしょうか。またその決議に拘束されるでしょうか。

A

中協法第18条に自由脱退の予告期間及び事業年度末でなければ脱退できない旨を規定した趣旨は、その年度の事業計画遂行上、組合の財産的基礎を不安定にさせないためなので、この場合、9月1日に脱退を予告しても翌年3月末日までは脱退できません。したがって、その間は除名されない限り依然として組合員なので、決議にも拘束されますし、組合員としての権利を有し、義務を負わなければなりません。

Q

組合員が転廃業して組合を脱退したが、1か月又は2か月後再び元の事業を始めた場合、前に加入していた組合の拘束を受けるでしょうか。

A

組合員が転廃業すれば、組合員資格を失い、法定脱退することになるので、組合員資格としての事業を再開しても、その組合の拘束を受けることはありません。